

平成22年度 第16回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成22年11月10日（水）午前10時00分～午前11時32分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	中原都

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 なし

4 議題

- 議案第1号 平成22年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について
- 議案第2号 平成22年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について
- 議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について
- 議案第4号 不服申立ての受理及び審査員の指名について
- 議案第5号 人事委員会通知の一部改正について
- 議案第6号 人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について

5 会議の公開・非公開

議案第3号及び議案第5号から議案第6号を公開とし、議案第1号、議案第2号及び議案第4号を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

平成22年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 実施結果

職種	採用 予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用 候補者数 (B)	受験 競争率 (A/B)
一般事務	名程度 10	名 87(45)	名 80(42)	名 14(7)	名 14(7)	名 10(4)	倍 8.0
保育士	6	58(43)	49(36)	16(12)	16(12)	7(7)	7.0
合計	16	145(88)	129(78)	30(19)	30(19)	17(11)	7.6

※採用予定者数は平成22年11月10日現在のもの。

※表中の()は女性の内数。

② 試験日程

第1次試験	試験日	9月26日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試験種目	一般事務 教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査 保育士 教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月1日(金)
第2次試験	試験日	10月20日(水)～21日(木)のうち指定する1日
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験(集団討論及び個別面接)
	採用候補者発表日	11月10日(水)

③ 採用予定時期 平成23年4月1日

(2) 議案第2号

平成22年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 実施結果

職種	採用 予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用 候補者数 (B)	受験 競争率 (A/B)
----	------------	------	----------------------	---------------	---------------	-------------------	--------------------

一般事務	名程度 2	名 11(3)	名 11(3)	名 8(2)	名 7(1)	名 2(0)	倍 5.5
------	----------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	----------

※採用予定者数は平成22年11月10日現在のもの。

※表中の()は女性の内数。

② 試験日程

第1次試験	試験日	9月19日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：米子コンベンションセンター会議室
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、適性検査
	合格者発表日	10月1日(金)
第2次試験	試験日	10月19日(火)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	作文試験、人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	11月10日(水)

③ 採用予定時期 平成23年4月1日

(3) 議案第3号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

① 申請のあった職

船舶乗組員(通信長)

② 採用予定者数

1名

③ 採用予定日

平成23年4月1日

④ 申請理由

通信長は、海洋練習船「若鳥丸」(境港総合技術高等学校所属)を運航するために法令上必要とされる有資格者で、船舶乗組員としての業務に必要な経験や知識を有する者を充てる必要がある。

前通信長の辞職後の欠員について、これまで臨時的任用職員で対応しながら、2回公募したものの応募がなかったため、再度募集し採用者を確保しようとするもの。

⑤ 選定方法

教育委員会において採用試験を実施

試験内容

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験

- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験（通信工学、法規に関する科目）
- ・面接試験：人物及び知識についての口述試験
- ・適性検査：Y G性格検査

受験資格

- ・昭和26年4月2日以降生まれの者（平成23年4月1日時点で満59歳以下の者）
- ・次のいずれの要件も満たす者（平成23年3月31日までに取得する見込みの者を含む。）
 - ア 船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する四級以上の海技士（電子通信）の免許を有すること。
 - イ 電波法第40条に規定する第一級若しくは第二級の総合無線通信士又は第一級から第三級までのいずれかの海上無線通信士の資格を有すること。

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

(4) 議案第4号

不服申立ての受理及び審査員の指名について、**事務局**が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成22年10月29日に懲戒処分に対する不服申立書が提出された。記載事項を調査したところ、申立ての要件を具備していると認められるため、これを受理しようとするもの。

なお、受理すると、この事案の事件名は、「平成22年（不）第6号事案」とすることとなる。

また、事案の円滑な審理を図るため、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第50条第2項及び不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成8年鳥取県人事委員会規則第13号。以下「規則」という。）第16条第1項の規定に基づき、事務局長を審査員に指名し、審査に関する事務の一部を委任しようとするもの。

(5) 議案第5号

人事委員会通知の一部改正について、**事務局**が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 通知の名称

採用選考等の結果についての報告について（昭和48年3月30付発鳥人委第19号鳥取県人事委員会委員長通知）

② 施行期日

平成22年11月10日

③ 改正の概要

各任命権者が採用選考及び昇任選考を実施した場合の当委員会への報告について、現行では「辞令書又は通知書の写しを一部添付すること」となっている。しかし、報告人数が多い場合、辞令書等の写しを添付することは事務上非効率のため、「対象者の氏名、異動種目、現職、異動内容及び発令年月日を確認できるものをもってこれに代えることができる」とし、報告事項をまとめた一覧表等の添付でもよいことにするもの。

(6) 議案第6号

人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

管理職手当に関する規則の改正の専決処分を行ったので、報告するとともに、承認を求めるもの。

① 規則の名称

管理職手当に関する規則

② 概要

新たな公立大学の設立の準備のため、知事の事務局に「新生公立大学設立準備室」を新設することに伴う所要の改正

ア 新たに管理職手当を支給する職及びその職に係る同手当の支給区分を次のとおり定める。

組織		職	支給区分
知事の事務局	本庁	新生公立大学設立準備室の室長	3種

イ 施行期日は、平成22年10月13日とする。

③ 専決処分の理由

ア 新設される職の管理職手当の支給区分に定めがないため、組織改正に併せて人事委員会規則を改正しなければ、人事行政の運営上著しい支障が生じること

イ 組織改正の決定直後の施行であったため、人事委員会を開催するいとまがなかったこと

④ 専決処分日

平成22年10月8日

7 次回の人事委員会の開催

平成22年11月30日(火)午前10時00分から開催することとした。